

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、町役場の職員から、過去の未納期間の保険料が納付できるとの説明を受け、夫婦二人分の保険料をまとめて一括納付しており、妻は納付済みとなっている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 47 年 1 月ごろと考えられ、この時点では、第 1 回特例納付期間（昭和 45 年 7 月 1 日から 47 年 6 月 30 日まで）内であることから、特例納付制度を利用して申立期間①の保険料を一括納付することは可能であり、事実、申立期間①の保険料と一緒に納付したとするその妻の保険料については、同制度を利用して納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①の保険料を納付したとする昭和 47 年当時、A 業を営んでおり、その収入について毎月約 30 万円と主張していることから、申立期間①に係る夫婦二人分の保険料 8 万 2,800 円を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が保管する国民年金手帳により、申立人は、

申立期間①直後の保険料について過年度納付し、申立期間②直後の保険料について、昭和47年3月31日に現年度納付していることが確認でき、事実、申立期間②の保険料と一緒に納付したとするその妻の保険料については、納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで
② 昭和36年9月から37年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から同年8月までの期間及び同年9月から37年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和37年5月に結婚後、38年1月にA区役所において、36年4月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得した。

申立期間については、厚生年金保険被保険者であった期間も含めた保険料を納付し、後日、申立期間直後の37年4月から38年1月までの保険料を納付した記憶がある。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月23日まで厚生年金保険被保険者を有しているが、申立人が38年1月に国民年金の加入手続を行った際、行政側が、申立人の国民年金被保険者資格を36年4月1日までさかのぼって任意で取得させており、事実、申立人が保管する国民年金手帳及び申立人の居住地を管轄する社会保険事務所に管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が任意の国民年金被保険者資格を取得した日が36年4月1日と記載されていることが確認できることから、行政側の申立人に係る事務手続が適正に行われていなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和37年5月*日に婚姻し、その夫が国家公務員共済組合に加入していたため、本来であれば、申立人が国民年金の加入手続を行った38年1月から任意の国民年金被保険者となるべきところ、36年4月までさか

のぼって任意の国民年金被保険者資格を取得していることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

さらに、両申立期間は、それぞれ5か月及び7か月と短期間である上、申立人の夫は公務員であり、申立人が国民年金の加入手続を行った前後において、申立人及びその夫の生活状況に変化は認められないことから、申立人に係る両申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から同年8月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、夫が町内の納税組合を通じて夫の保険料と一緒に納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しており、事実、申立期間における夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、納税組合を通じて保険料を納付したと主張しており、事実、申立期間当時、A町役場においては、年度途中の加入であっても、納税組合を通じた保険料の納付が可能であったことが確認できることから、申立人に係る申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び56年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで
③ 昭和56年7月から57年3月まで
④ 昭和60年4月から62年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年1月から同年3月までの期間、54年4月から55年3月までの期間、56年7月から57年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間の保険料については、夫婦二人分の保険料を妻が納付していたはずであり、妻は納付済みとなっている。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が保管する国民年金手帳により、申立人は、申立期間①前後の保険料について現年度納付していることが確認でき、事実、申立期間①の保険料を納付したとするその妻の保険料については、納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間③直前の保険料を現年度納付していることが確認でき、その妻は、申立期間③を含む昭和56年度の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立人の申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人の妻の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金

被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村が管理する国民年金被保険者補充台帳により、その妻は、申立期間②を含む昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの保険料について、同年 10 月 31 日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料について、その妻が、納付期限ごとに納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立期間④については、二つの年度にわたっており、少なくとも 2 回以上納付書が発行されるはずであり、そのすべての期間について、納付書による保険料の納付方法が採られていたことから、国民年金保険料収納指定金融機関及び行政側の瑕疵^{かし}によって保険料の納付記録が消失したと考えるのは不自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間②及び④以外にも未納期間が複数存在し、その妻についても国民年金加入期間に複数未納期間が存在することから、申立人及びその妻の保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立人は、申立期間②及び④の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間②及び④の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間②及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②及び④の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年3月までの期間及び同年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年3月まで
② 昭和37年4月から38年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については父が納付し、申立期間②の保険料については夫の保険料と一緒に私が納付したので、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は7か月、申立期間②は12か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その夫の分と一緒に申立期間②の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人の夫に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、その父が申立期間①の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人が保有している国民年金手帳によると、申立期間①の直前である昭和36年4月から同年8月までの5か月分の保険料については現年度納付されていることが確認できることから、申立人の父が同じ昭和36年度である申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

20歳の時、専門学校に通うために姉の住居に下宿していたが、私の国民年金については、実家の父が、加入手続きを行い、保険料も納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の父は、申立期間当時に同居していた申立人の兄及び姉の保険料を納付しており、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和37年5月23日以降と考えられ、申立期間については過年度保険料として納付書が発行されたものと推認できるが、当時その父が経営していた店には、定期的にA銀行の行員が訪問していたことから、過年度保険料が納付可能であったと推認できる。

加えて、申立人の父は、申立期間当時、同居の兄と一緒に商売を営んでおり、国民年金保険料を納付するだけの資力は十分有していたものと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

このほか、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月20日から50年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和50年6月20日から同年9月30日まで勤務した期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には昭和50年1月6日から勤務し、同年途中からB社の立ち上げの準備を行っていたことから、申立期間についてA社の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の取締役兼B社の代表取締役であった者に照会したところ、B社が業務を開始したのは昭和50年10月1日であり、申立人は同年9月末までA社に勤務し、同年10月1日からB社に勤務した旨及び両社の経理業務は一括してA社で行われており、厚生年金保険料は9月分までA社で控除されていた旨の証言が得られた上、商業登記簿閉鎖謄本から、申立期間当時、A社とB社は、同一所在地として登記されていたことが確認できる。

また、B社において申立人と同様、昭和50年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者8人に照会したところ、5人から回答が得られ、うち1人は、自らはA社に同年8月28日ごろから勤務したと証言しているとともに、申立人については、同年9月末まではA社に、また、同年10月1日からはB社に勤務していたと証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人は、自らは昭和50年6月末で退職したが、その時点では、申立人はA社に勤務しており、B社は存在しなかった旨を証言している。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立人について、事業所廃止の

ため事業所名称は不明であるが、昭和 50 年 6 月 21 日に雇用保険被保険者資格を取得し、51 年 2 月 16 日に離職した記録がある旨の回答が得られ、上記期間は申立期間及び申立人の B 社における厚生年金保険被保険者期間と一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 50 年 5 月の標準報酬月額が 20 万円であることから、同年 6 月から同 9 月までの標準報酬月額を 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成5年11月から6年8月までに係る標準報酬月額を53万円に、同年9月から同年10月までに係る標準報酬月額を44万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年11月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成5年11月1日から6年11月30日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は月53万円以上の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年8月までは53万円、同年9月から同年10月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である6年11月30日より後の7年1月9日付けで、5年11月1日に遡^{そく}及して訂正され、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の代表取締役であった者から、申立人は、申立期間当時、名目上の常務取締役であったものの、一般の従業員と共に金型加工の作業員をしており、経営に関する事項や社会保険関係事務には全く関与していない旨及び標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出には記憶が無いが、社会保険事務所とのやりとりの上で、自身がA社に係る適用事業所全喪届を提出し、一連の手続について申立人には知らせていなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間当時の取締役で、申立人同様標準報酬月額を引き下げ処理が行われている者から、そのような処理をすることは全く聞かされていなかった旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年8月までは53万円、同年9月から同年10月までは44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社(現在は、B社) C支社における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、46年10月から同年12月までの標準報酬月額を6万円とし、申立期間②については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を47年4月1日に訂正し、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から47年1月1日まで
② 昭和47年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支社に勤務した昭和46年10月1日から47年1月1日までの期間及び同年4月1日から同年10月1日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。A社には昭和46年9月1日から48年2月1日まで継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「年金加入証明書」及びB社の回答から、申立人が昭和46年9月1日から48年2月1日まで継続勤務(昭和47年1月1日にC支社から本社に研修のため異動し、同年4月1日に本社からC支社へ再度異動)していたことが推認できる。

また、B社に照会したところ、申立人は正社員として採用されており、正社員であれば必ず厚生年金保険に加入させていた旨の証言が得られたことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和46年9月1日の記録から6万円とし、申立期間②の標準報酬月額については47年10月1日の同原票の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和43年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年2月及び同年3月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和43年2月及び同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C営業所に勤務していた昭和43年1月から同年3月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和37年4月にA社に入社してから、平成16年3月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社において、申立人は、昭和37年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成16年3月31日に離職した旨の回答を得たことから、申立人が申立期間中、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社D支店執行役員支店長から申立人に交付された在籍証明書、A社からの回答及び同社から提出された人事記録により、申立人は、昭和37年4月1日に入社してから平成16年3月31日に退職するまでの間、A社に継続して勤務し（昭和43年2月1日にA社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年12月の記録から、43年1月については3万9,000円とし、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年4月の記録から、同年2月及び同年3月については5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、申立期間のうち昭和43年1月については、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が63年6月30日とされ、当該期間のうち、同年6月29日から同年6月30日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月29日から同年7月1日まで

私が以前勤務していたA社が、厚生年金保険の資格喪失年月日を誤って届出したため、私は昭和63年6月30日に退職したのに、資格喪失日が同年6月29日となっており、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっているため、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失年月日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA社に昭和63年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社からの回答書により、申立人がA社に昭和63年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和63年5月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格届における資格喪失日を誤って昭和63年6月29日として届け出たため、同年6月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が63年9月30日とされ、当該期間のうち、同年9月29日から同年同月30日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月29日から同年10月1日まで

私が以前勤務していたA社が、厚生年金保険の資格喪失年月日を誤って届出したため、私は昭和63年9月30日に退職したのに、資格喪失日が同年9月29日となっており、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっているため、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失年月日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA社に昭和63年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社からの回答書により、申立人がA社に昭和63年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和63年8月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格届における資格喪失日を誤って昭和63年9月29日として届け出たため、同年9月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月から同年5月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和60年3月から同年5月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私が昭和60年3月21日付けでA社を退職後、母が国民年金の加入手続をB社会保険事務所で行った。

申立期間の保険料については、母が、C市役所において、昭和60年3月及び同年4月分をまとめて納付し、その後、同年5月分を納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年6月18日に厚生年金保険被保険者と婚姻をしたことにより、D市において新たに国民年金に加入し、国民年金任意被保険者資格を有していることが確認できるものの、申立人が主張しているC市において加入手続を行った形跡がうかがえない。

また、申立人は、昭和60年3月21日付けで退職した後、その母が、国民年金の加入手続をB社会保険事務所で行い、申立期間の保険料については、納付書に現金を添えて同年3月及び同年4月分は同年4月に、同年5月分は同年5月に、その母がC市役所で納付したと主張しているが、申立期間当時の同市役所における保険料の収納単位は3か月であったことが確認できることから、申立内容には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、その母が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったと主張しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母は高齢であるため申立期間当時の状況を聴取することができないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはない
と主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせ
る事情も見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを
うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から51年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和37年5月から51年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
勤務していたA社を退職した際、脱退手当金を90万円くらいもらった。その後、夫に将来のことを考えて国民年金に加入したほうが良いと言われ、B市役所で加入手続を行い、受け取った脱退手当金の一部で、昭和37年5月までさかのぼって保険料を納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ころ、脱退手当金として約90万円を受給し、その後に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和53年2月ころと考えられるため、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、当初から国民年金の加入時期及びまとめて保険料を納付した時期を昭和50年2月ころとしており、口頭意見陳述においても同様の主張に変化が見られなかったことから、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、さかのぼって納付したと主張している時期は、特例納付期間中であるものの、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年9月まで
昭和46年1月に会社を退職し、私が、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和50年10月ころと考えられ、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと主張するA市役所の所在地は、申立期間当時には現在地と異なる同市内の別の位置にあったことが確認できることから、昭和46年1月ころに、同市役所で国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から同年 8 月までの期間、43 年 9 月から同年 10 月までの期間、45 年 5 月から 48 年 8 月までの期間、53 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 59 年 6 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 43 年 9 月から同年 10 月まで
③ 昭和 45 年 5 月から 48 年 8 月まで
④ 昭和 53 年 6 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料についてはA市B支所で、申立期間④及び⑤の保険料についてはC町役場(当時)で、それぞれ現金でその都度納付してきた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の後の第3号被保険者の資格取得年月日から、昭和 61 年 4 月ころと考えられ、各申立期間のすべてにおいて、国民年金被保険者資格を有していないため、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料をA市B支所で納付したと主張しているが、仮に、申立人が同申立期間当時に居住していたA市において加入手続を行った場合、「D」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の国民年金手帳記号はC町(当時)に払い出される「E」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間は合計5回で84月に及んでおり、行政側の^{かし}瑕疵によってその保険料の納付記録が消失したとも考え難い。

加えて、申立人は、各申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはな

いと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 817

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年3月まで
昭和44年3月ころ、A区役所のB庁舎において、兄が国民年金の加入手続を行い、その後、区役所の職員が毎月集金に来て、100円の保険料を徴収し収納印を押していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、C自治体国民年金担当課がA区に国民年金手帳を払い出した記録（国民年金手帳払出一覧表）により、昭和49年11月25日以降と考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その兄が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、また、その兄は、加入手続及び保険料の納付方法の記憶が定かでないと言明していることから、申立期間の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も明らかでなく、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで
昭和36年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、A町役場(当時)の職員が来ていたので納付していた。しかし、経済的に苦しい時には保険料を後からまとめて納付できることを知り、昭和36年10月から37年3月までの保険料については同年5月に、同年4月から38年3月までの保険料については同年5月に、それぞれまとめてA町役場で納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年に婚姻し、その夫と一緒に国民年金制度が始まった昭和36年4月から申立期間直前の同年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の夫は、同年10月に厚生年金保険被保険者資格を有したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立人も同時に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間については、被保険者資格を有しておらず、合算対象期間となっていることから、保険料を納付することはできず、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人は、その夫が申立人の国民年金の被保険者資格を強制から任意に変更手続を行ったと主張しているが、その夫は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な手続の状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から平成5年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から平成5年9月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和45年10月から平成5年9月までの付加保険料が未納とされていた。

申立期間については、町内の役員が自宅に来て、昭和45年10月から付加保険料が納付できるとの説明を受け、付加保険料の申し出をし、定額保険料と一緒に納付していた。

このため、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金被保険者期間の一部に限り付加保険料の納付期間となっている年度がある場合に存在すべき国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所に存在せず、申立人の居住地の市役所においても、申立人が付加保険料の申し出を行ったとする記録が無いことから、申立期間に係る付加保険料を、定額保険料と一緒に定期的に納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立期間当時、申立人の居住地の市役所においては、定額保険料と付加保険料を一つの納付書によりその合算額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料と一緒に納付していながら、定額保険料が納付済みとなり、付加保険料のみが未納となるとは考え難い。

さらに、申立期間は276月に及んでおり、そのすべての期間について、行政側の^{かし}瑕疵によって付加保険料納付記録が消失したとは考え難い。

加えて、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から51年6月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和41年10月から51年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、昭和41年10月にA自治体B区役所で国民年金の加入手続きを行い、同区役所窓口で納付したほか、C市に転居した際は同市役所窓口で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和52年10月26日から同年同月29日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、A自治体B区において国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、「※※※※」となるべきであるにもかかわらず、E社会保険事務所管内の市町村に払い出される「※※※※」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 10 日から 34 年 2 月 26 日まで
② 昭和 34 年 2 月 26 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和 30 年 1 月 10 日から 34 年 2 月 26 日までの期間及びC社に勤務していた 34 年 2 月 26 日から同年 12 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

夫と一緒にこれら事業所の選炭場に勤務していたことは間違いなく、夫の加入記録はあるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間当時にA社B事業所及びC社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所が管理する申立期間①に係るA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社に照会したところ、申立人のB事業所における勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答を得ており、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

3 申立期間②について、社会保険事務所が管理する申立期間②に係るC社

の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。考え難い。

また、C社の申立期間②当時の事業主については連絡先が不明であり、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 4 申立期間①及び②について、A社B事業所及びC社のいずれの事業所においても厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚16人のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、3人から回答が得られ、申立人はこれら事業所に勤務していたとの証言が得られたものの、申立人に関する勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人は他界しているため、その配偶者に照会したところ、申立人はA社B事業所及びC社の選炭場に勤務していたとの証言が得られたものの、申立人に関する勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 5 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 25 日から同年 7 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、「A」に勤務していた昭和 37 年 3 月 25 日から同年 7 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。この期間、私は、社長宅の敷地内にある寮に住み込みで、「A」に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にB社（現在は、C社）に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、B社は、新たに昭和 46 年 9 月 9 日に適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時、D場外市場の7店舗の共同出資により設立された「E組合」の組合員となっており、同組合は厚生年金保険の適用事業所となっており、B社に勤務していた者は、同組合において厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが、同社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録において確認できる。このことから、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、同名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間当時のB社に勤務していた複数の同僚に照会したが、厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、申立人と年齢、入社時期及び担当業務が同じであり、申立人と同じく社員寮に入居していた者の年金記録を確認したところ、申立人と同様に、E組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことから、B社においては、必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時のB社の事業主は、既に他界している上、現在、C社の社会保険関係事務を取り扱っているとするF社に照会したところ、申立期間当時の書類は保管しておらず、C社の人事担当部署においても書類が残存していないとの回答を得ており、また、E組合及び同組合が加入していた健康保険組合においても、申立期間当時の資料は残存していないとの回答を得たことから、いずれからも申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 9 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 8 月 1 日までの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。手元の賃金台帳では、平成 10 年 5 月から同年 12 月までは 30 万円、11 年 1 月から同年 8 月までは 12 万 9,000 円の給与を受けていることが確認でき、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 7 月から 11 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 12 万 6,000 円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 11 年 9 月 30 日より後の同年 11 月 10 日付けで、10 年 7 月 1 日に遡及して訂正され、それぞれ 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の記憶が混乱していると主張しているが、申立期間当時は数か月遅れで社会保険料を納付していた旨及び普段から社会保険事務所の指示に従って届出等を行っており、A社が社会保険の適用を受けなくなった日以後にも、社会保険事務所からの呼出しがあれば、指示に従って届出を行ったと思うとする旨を主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として

自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月20日から51年7月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和50年3月20日から51年7月11日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。私は、昭和49年11月ごろに、A社に入社し、その直後、B社に出向を命ぜられ同社に勤務をしていたが、B社が昭和50年4月に倒産したので、同年5月にA社に戻り勤務した。申立期間が未加入となっているはずはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時A社に勤務していたことは、当時の同僚7人（申立人が名前を挙げた者を含む。）の証言から推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、昭和50年5月にB社からA社に戻ったと主張しているが、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは51年7月11日であることが確認できるとともに、同原票では、他者の記録において、50年10月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、申立人の厚生年金保険の加入に関する証言は得られなかった上、申立期間当時、A社に勤務していた総務部長（経理担当）及び同僚10人（申立人が名前を挙げた者を含む。）並びにB社を退職してA社に再就職した同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 10 日から 38 年 10 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 1 月 10 日から 38 年 10 月 31 日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、社長から進行係（注文と納品担当）を依頼されて間違いなく勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人がA社(昭和 38 年 2 月 18 日にB社として登記)に勤務していたことは、申立期間当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は他界しており、B社の事業主からは、申立人に係る関係資料が残存していないとの回答であったため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 1 月 1 日より前の期間には、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった旨の証言が得られた。

また、A社の同僚3人は、申立期間当時、申立人が勤務していたと証言しているものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除に関する具体的な証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間において国民年金被保険者資格を有しており、申立期間のうち、昭和36年4月から38年9月までの期間については保険料の納付済期間、38年10月については申請免除期間となっていることが確認できる。